

神奈川地方最低賃金審議会  
会長 盛 成語 様  
神奈川労働局  
局長 園田 宝 様



## 神奈川地方の最低賃金を早期に1500円にすることと 地域間格差の解消と中小企業支援策の拡充を求める意見書

新型コロナの感染拡大により、日本経済は深刻な危機に直面しています。コロナ禍で国民の生活を支える仕事の多くを、非正規雇用労働者が担っており、最低賃金近傍の低賃金で働いています。この間、補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛によって雇用が脅かされ、収入が激減した非正規労働者の暮らしにも大きな打撃を与えています。また、最低賃金の低い地方ほど中小零細企業が多く経済的ダメージがより深刻となっています。内需の拡大によってこの難局を乗り越えるために今こそ、賃金・最低賃金の引き上げが不可欠です。

2019年度の地域別最低賃金改定は、最高の東京が1013円、神奈川県は1011円、最も低い15県では790円に過ぎません。毎日8時間働いても年収は120万～150万円にしかならず、憲法25条と最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」に反します。さらに最低賃金は地域別であるために労働者が都市部へ流出し、地域の労働力不足、地域経済の疲弊につながっています。全労連の最低生計費試算調査では、若者が単身で生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万～24万円（税込み）と地域による大きな格差は認められません。

世界各国の制度と比較すると日本の最低賃金は、OECD諸国の最低水準であり、ほとんどの国は全国一律制です。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施して、最低賃金の引き上げを支えています。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策へ拡充する必要があります。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、だれもが安心して暮らせる社会を実現するため、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制を要望します。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出します。

### 記

1. 神奈川地方最低賃金時間額を早期に1500円以上にしてください。
2. 中央最低賃金審議会と厚労大臣に、全国一律最低賃金制の確立を進めるよう求めてください。
3. 中央最低賃金審議会と厚労大臣に、中小企業への支援策を抜本的に強化することを求めてください。
4. 最低賃金と生活保護基準を比較する際の「5つのゴマカシ」を正してください。

2020年7月15日

神奈川県労働組合総連合

議長 住谷 和典



神商連発第18号  
令和2年6月24日

神奈川地方最低賃金審議会会長 盛 誠吾 様

神 奈 川 労 働 局 長 園 田 宝 様

(一社)神奈川県商工会議所連合会  
会頭 上野 孝



### 神奈川地方最低賃金額の審議について（要請）

平素から当連合会の運営にご指導・ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、今年度も中央最低賃金審議会において、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問がされ、これを受け、神奈川地方最低賃金審議会においても議論がされるものと拝察します。

つきましては、審議にあたって配慮していただきたい次の3点について申し入れをします。

#### 1 「コロナショック」を踏まえた中小・小規模事業者の実態の十分な把握と最低賃金引き上げの凍結を視野に入れた慎重な審議

新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国経済は「コロナショック」とも言うべき未曾有の危機に直面しており、そのインパクトは2009年度のリーマンショック時をはるかに上回るものです。政府・自治体においては、累次の緊急対応策において「中小企業を守る」との方針のもと、資金繰り、雇用の面からの支援策を果斷に実行しており、多くの中小企業は、かつてない苦境の中で、それらの支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持を図るため懸命に努力しているところです。

昨年度は、「『より早期に』全国加重平均が1,000円になることを目指す」という新たな政府方針により、引き上げ率は4年連続3%台となる3.1%、引き上げ額の全国加重平均は目安制度が始まって以降で最高額となる27円となりました。神奈川県においても目安額を超える28円の引き上げがなされ、東京都と並び、全国初の1,000円台に乗せる引き上げ(1,011円)が実施されました。

一般的な賃上げが、利益を上げた良好な企業業績を原資として行われるものであるのに対し、最低賃金は、業績に関わらず、すべての企業に罰則付きで一律に適用されるものであるため、通常の賃上げとは異なる性格を有しています。

このところの急速な引き上げは、賃金支払い能力に乏しい中小企業に、収益の持続的な改善や生産性向上が伴わない中で、深刻な人手不足に対応するために実力以上の賃上げを強いているのが実態です。

加えて、「コロナショック」により事業活動に甚大な影響が出ている中小企業が急増している中で、最低賃金の引き上げは中小企業の経営を直撃し、雇用

や事業の存続をも危うくするため、地域経済への衰退に一層の拍車をかけることが強く懸念されます。

中小企業は、企業数の99%、雇用の約7割を占めるなど、我が国経済活力の源泉であり、地域経済を支える礎です。今後の審議に当たっては、「コロナショック」による、中小企業・小規模事業者の厳しい実態や地域経済の状況を十分に把握され、特に今年度は引き上げありきでなく、引き上げの凍結を視野に入れた厳に慎重な審議を要請します。

なお、日本商工会議所では、本年4月16日付で、最低賃金に関する要望を行っていることを申し添えます(別添要望書添付)。

## 2 同一県内にあっても地域の実態を踏まえたきめ細やかな制度設計の導入

神奈川県の地域別最低賃金は、令和元年10月から1,011円（前年度比28円増）となっており、東京都（1,013円）とほぼ同額で全国2番目の高い水準にあり、隣接する山梨県（837円）、静岡県（885円）との間に大きな格差があります。

現在、地域別最低賃金は、神奈川県内一律となっていますが、県内においても、東京都に接する横浜・川崎などの都市部と県西部・県北部と比べると、物価や賃金にかなりの格差があることは歴然としており、これは、公務員の地域手当や生活保護費が同じ県内であっても市町村によって異なっていることからも明らかであり、県のエリアを区切った決め方が必要であると考えるところあります。

特に県境の地域においては、隣接県と同じ地域経済圏にありながら、人件費の負担が重く、経済活動において隣接県の企業との競争に著しい不利益を生じております。

最低賃金については、生活保護費等と同様に、地域ごとの実態を踏まえた、きめ細やかな制度設計を導入していただきますよう要請します。

## 3 改定後の最低賃金に対応するための準備期間が確保可能な発効日の設定

改定後の最低賃金については、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスになっており、神奈川県でも、昨年は10月1日に発効しましたが、各企業は、地方最低賃金審議会での正式決定から発効日までの2カ月程度で最低賃金引き上げに対応せざるを得ないため、支払い原資の確保やシステム改修等の準備に十分な対応ができない状況にあります。

このため、各企業が改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保するために、発効日は10月1日前後ではなく、指定日発効により年度当初とするよう要請します。

## 最低賃金に関する要望

～引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を～

2020年4月16日

日本商工会議所  
全国商工会連合会  
全国中小企業団体中央会

新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に甚大な影響を及ぼしている。わが国においても広範囲の業種、地域が突然の需要喪失により、かつてない苦境に直面している。また、過去の震災や近年の台風等の自然災害を受けた地域の事業者においては、二重、三重の苦難に陥っている。特に、経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者では倒産・廃業が日を追うごとに増加することが懸念されており、政府は累次の緊急対応策において「中小企業・小規模事業者を守る」との方針のもと、資金繰り、雇用の面からの支援策を果斷に実行している。多くの中小企業・小規模事業者はこれらの支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命の努力をしているところである。

一方、最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であるが、政府方針により、明確な根拠が示されていない中で、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える3%台の大幅な引上げが4年連続で行われている。特に、今日の経済有事とも言える状況においては、あらゆる政策を総動員し中小企業・小規模事業者の窮状を下支えすることが急務であるが、こうした中であらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引上げることは、中小企業・小規模事業者の窮状に拍車をかけることが強く懸念される。

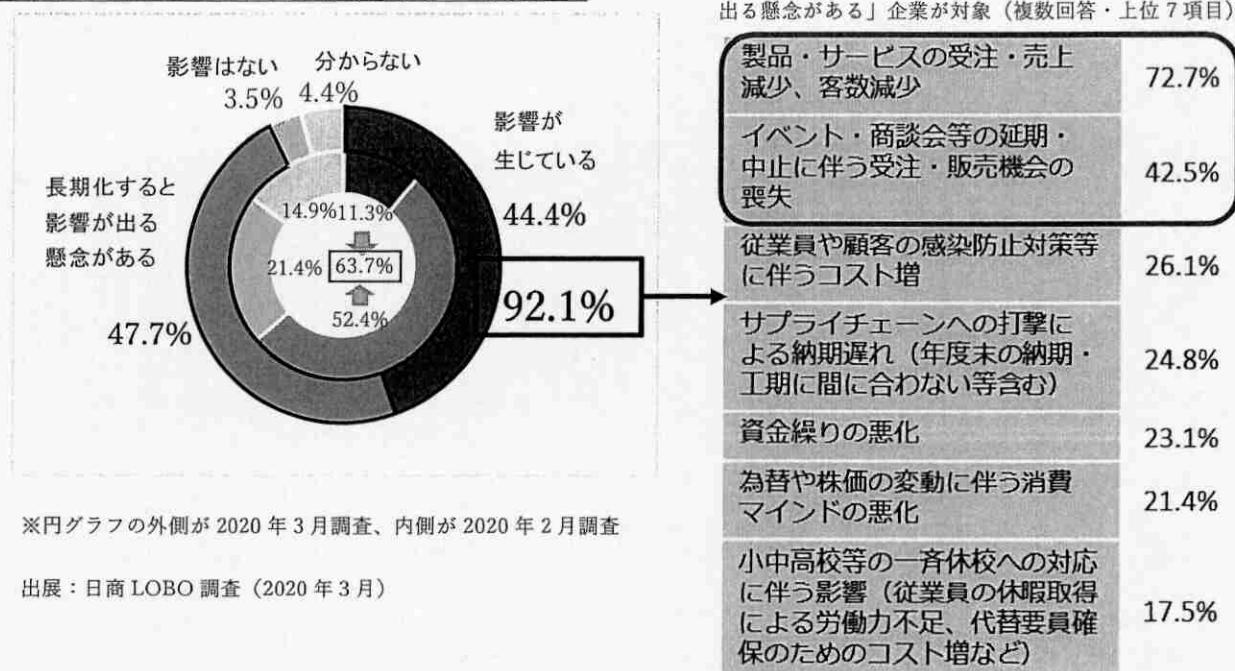
以上の状況を踏まえ、われわれ中小企業三団体は、今年度の審議にあたり、政府に対して強く要望する。

### 記

- ①昨年6月に新たに設定された「『より早期に』全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府方針は「緩やかな景気回復」を前提としていることから、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。
- ②わが国経済が未曾有の危機に直面している中、リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく、納得感のある水準を決定すること。
- ③余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備すること。

以上

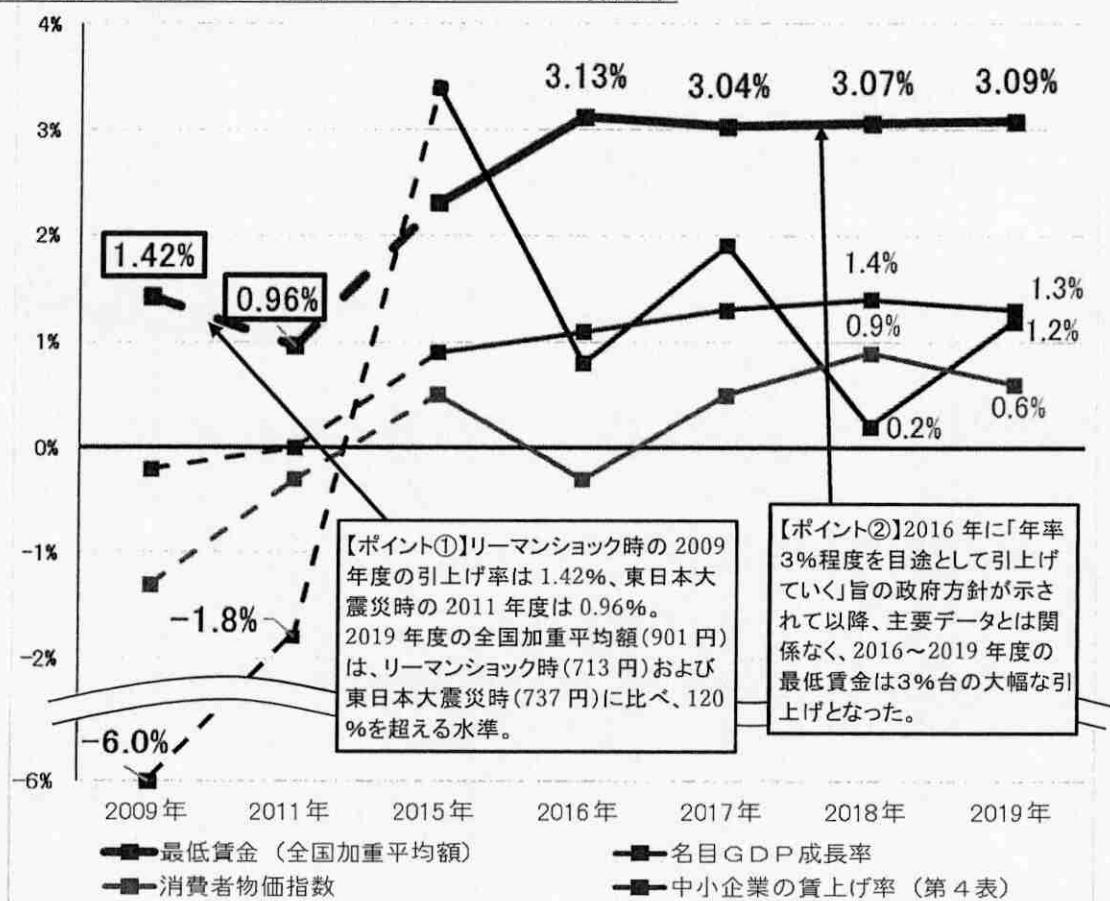
## 1. 新型コロナウイルスの経営への影響



※円グラフの外側が2020年3月調査、内側が2020年2月調査

出展：日商 LOBO 調査（2020年3月）

## 2. 最低賃金の引上げ率と主要データの増減率



※西暦表記は年または年度

	2009 ※リーマンショック時	2011 ※東日本大震災時	2015	2016	2017	2018	2019
最低賃金(全国加重平均額)	1.42%	0.96%	2.31%	3.13%	3.04%	3.07%	3.09%
名目GDP成長率	-6.0%	-1.8%	3.4%	0.8%	1.9%	0.2%	1.2%
消費者物価指数	-1.3%	-0.3%	0.5%	-0.3%	0.5%	0.9%	0.6%
中小企業の賃上げ率	-0.2%	0.0%	0.9%	1.1%	1.3%	1.4%	1.3%